平成２２年（フ）第２０２号
愛媛県新居浜市山根町６番23号、前住所愛媛県新居浜市船木甲4769番地の１
債務者　公文　　歩
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２０６号
愛媛県四国中央市川滝町下山1695番地１　大野団地10号
債務者　近石由香里
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２１４号
愛媛県新居浜市萩生2499番地の２
債務者　西原　浩示
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２１５号
愛媛県新居浜市萩生2499番地の２
債務者　西原　眞弓
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４９号
高知市介良乙3033番地　ハイツアネックスＤ102号
債務者　岡本　真輔
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５０号
高知市介良乙3033番地　ハイツアネックスＤ102号
債務者　岡本　美紀
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７１号
高知県高岡郡日高村下分1986番地13
債務者　森岡　龍太
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７８号
高知市上町５丁目５番８号　牧コーポ302号
債務者　野村眞貴子
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８０号
高知県香南市赤岡町544番地３
債務者　山﨑早百合
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８３号
高知市神田521番地５　恒内アパート１Ｆ東
債務者　岡林　澄恵
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９０号
高知県吾川郡いの町天王南８丁目３番地４
債務者　前田　章雄
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７９５号
高知県香南市野市町西野499番地68
債務者　高橋　俊二
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８号
高知県室戸市浮津135番地１
債務者　村川　秀行
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
高知県室戸市浮津135番地１
債務者　村川　美香
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
福岡県久留米市国分町1142番地３
債務者　龍田　　忍
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２１８号
宮崎県都城市一万城町28号８番地１
債務者　松﨑　　誠
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第７３号
鹿児島県奄美市笠利町大字節田1706番地丙
債務者　中督紀美子（旧姓渡名喜）
１　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第９５号
鹿児島県奄美市名瀬井根町23番15号
債務者　福永　栄治
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部